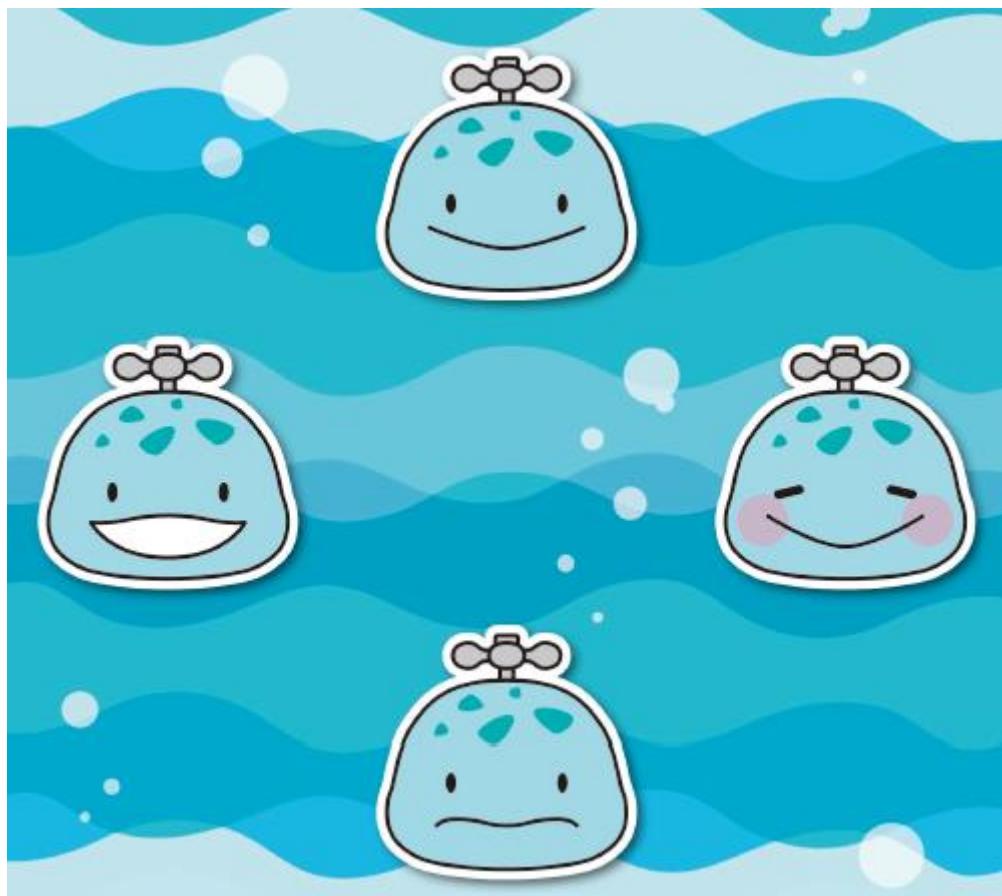


水道料金改定

Q&A



瀬戸市水道課

目次

《水道事業の経営について》

1. なぜ料金改定が必要なのですか？	-4
2. 料金改定をしないとどうなるのですか？	-4
3. 瀬戸市水道事業経営審議会ではどのような議論がされたのですか？	-4
4. 経営を行うために不足する資金は瀬戸市の予算から補填してもらえないのですか？	-4
5. 必要な資金は経営努力で何とかすべきではないでしょうか？	-5
6. 企業債（借金）を増額させれば、料金改定は必要ないのでは？	-5
7. 節水などで使用水量が減少しているのに、どうして水道料金が高くなるのですか？	-5
8. 平均改定率42.57%という数字はどのように算出しているのですか？	-5

《料金改定の内容について》

9. 「用途別料金体系」から「口径別料金体系」に変えた理由は何ですか？	-5
10. 基本水量制を廃止するのはなぜですか？	-6
11. 基本料金、従量料金とは何ですか？	-6
12. 適増制とは何ですか？	-6
13. 経過措置とは何ですか？	-7
14. 今回の料金改定により、メーター使用料はなくなるのですか？	-7

《改定後の水道料金、改定時期等について》

15. そもそもなぜ水道料金は自治体によって違うのですか？	-7
-------------------------------	----

16. 具体的に水道料金はどれくらい上がるのでしょうか？ -8
17. 自宅の口径や使用水量が分からぬのですが、どのように確認すればいいですか？ -8
18. 愛知県内の他市町と比べると、改定後の瀬戸市の水道料金水準はどれくらいになるのですか？ -9
19. 水道料金の改定は令和8年4月からということですが、実際に使用した水量が新料金に反映されるのはいつからですか？ -10
20. 水道と合わせて下水道使用料も改定されるのですか？ -10
- 《周知について》
21. これまでに市民の理解を得るため、どのような取り組みをしてきたのでしょうか？ -10
22. 今後はどのように周知を図っていく予定ですか？ -10

《水道事業の経営について》

1. Q：なぜ料金改定が必要なのですか？

A: 人口減少や節水機器の普及により、水道料金収入（給水収益）は減少傾向にあり、必要な財源を確保することが困難な状況です。更に、老朽化が進む施設や管路等の更新費用や物価等の高騰による経費の増加により、今後の水道事業運営には多額の費用を要することが見込まれます。

瀬戸市では、将来にわたり安定した経営を行っていくため、「瀬戸市水道事業経営戦略」において料金改定の要否を検討する基準を設定しています。そのような中、令和4年度決算において料金改定の検討を行う基準に達したため、瀬戸市水道事業経営審議会にて協議を重ね、今回の料金改定の内容について瀬戸市議会の議決を経て決定したものです。

2. Q：料金改定をしないとどうなるのですか？

A: 水道事業は、原則として経営に必要な費用を税金ではなく、利用者の皆さんからいただく水道料金で賄っています。経営に必要な資金残高が確保できないと水道施設や水道管の更新、耐震化ができなくなり、皆さんに安心して水道水をお届けできなくなる恐れがあります。また、料金改定を先送りすると、将来の世代に上乗せすることとなります。

水道事業を将来にわたり安定的に経営していくため、料金改定は必要であると考えています。

3. Q：瀬戸市水道事業経営審議会ではどのような議論がされたのですか？

A: 瀬戸市水道事業経営審議会の審議内容や答申（審議会での結果）については、市ホームページにて掲載しています。詳細につきましては下記のQRコードから確認することができます。

【経営審議会について】



【広報せと7月号】



【水道事業の経営について】



4. Q：経営を行うために不足する資金は瀬戸市の予算から補填してもらえないの？

A: 水道事業の運営は、法律により「独立採算制」が原則となっています。「独立採算制」とは、水道を使う皆さんからいただく水道料金等で事業を運営する費用を賄う制度です。そのため、市（一般会計）から不足分をもらうことは原則行いません。ただし、消火栓の設置・更新に係る経費など、市（一般会計）が負担すべきものとして、国が基準を定めている経費については、市（一般会計）から收受しています。

5. Q：必要な資金は経営努力で何とかすべきではないでしょうか？

A：瀬戸市ではこれまでに施設の統廃合や職員の削減、業務の民間委託など、経費削減の努力を続けて運営してまいりました。しかし、給水収益が減少する中、今後予想される水道施設の老朽化や耐震化、維持管理や施設更新等多額の費用に対応するためには、料金改定が必要であると判断しました。

6. Q：企業債（借金）を増額させれば、料金改定は必要ないのでは？

A：ご指摘のとおり、企業債の増額により、将来の現金不足の解消は一時的に見込むことが期待できることから料金改定率の減少の検討を行うことは理論的には可能です。しかしながら、企業債を増額することは、水道普及率が約 100% に達し、今後人口が減少し、給水収益の減少が見込まれる中では、将来の世代に重い負担を強いることになります。

水道事業は世代を超えて持続させるべきインフラであり、今の利用者が正しく負担する仕組みを整えることが公平であり、かつ健全な経営につながるものであると考えています。

7. Q：節水などで使用水量が減少しているのに、どうして水道料金が高くなるのですか？

A：水道事業の費用の中には施設の維持管理費など使用水量の増減に大きく左右されない経費があります。また、水道事業は使用水量が減ったからといってすぐに施設を小さいものに再整備するということが難しい事業です。今後水道料金収入の減少が予想される一方で、施設の更新費や物価高騰などにより支出が膨らみ今後の赤字が拡大する見込みであることから料金改定を行うものです。

8. Q：平均改定率 42.57% という数字はどのように算出しているのですか？

A：今回の改定では、公益社団法人日本水道協会が発行している「水道料金算定要領」に基づき「総括原価方式」により算定しています。算定期間については令和 8 年度から令和 12 年度の 5 年間と設定し、その期間における収支見通しを試算し、必要となる料金収入額を算出しています。その結果、算定期間 5 年間において必要な総括原価 146 億 2,736 万円に対し、想定される給水収益が 102 億 5,976 万円となり、不足額 43 億 6,760 万円、不足額を補うための水道料金改定率として 42.57% を算出しています。

《料金改定の内容について》

9. Q：「用途別料金体系」から「口径別料金体系」に変えた理由は何ですか？

A：これまでには、用途（家庭用や営業用）により基本料金と使用料単価が異なる「用途別料金体系」を採用してきました。これは主に営業用の負担を大きくすることで家庭用の負担を抑え、生活用水の安定供給という目的がありました。しかし、本市の水道普及率が約 100% となった現在では、すでにこの目的は達成され、近年では働き方やライフスタイルの変化などにより全国的に「営業形態

の変化」や「マンション（アパート）の1室が事業所になっている」など用途が明確に判別できないといった事例が出てきました。このような理由から全国的に「口径別料金体系」に移行する自治体が増加しており、瀬戸市においても公平性を確保するため「用途別料金体系」から「口径別料金体系」への移行を決定しました。

10. Q：基本水量制を廃止するのはなぜですか？

A：これまでの基本料金には、公衆衛生向上の観点から生活するために必要な一定程度の水の使用を促すことを目的として、「基本水量（※）」が付与されていました。しかしながら、水道普及率が約100%に達していることや公平性の向上の観点から基本水量制を廃止し、基本料金と従量料金に分離して、1m³から従量料金をご負担していただく仕組みに改めたものです。

※ 瀬戸市の場合、20m³/2か月までは基本料金のみで水道を使用できる制度です。

11. Q：基本料金、従量料金とは何ですか？

A：基本料金とは、使用水量の有無に関わらず水道メーターの口径に応じて、使用者に負担していただく料金です。また、従量料金とは、使用水量の増減に応じて利用者に負担していただく料金で、使用水量に応じて段階的に単価が高くなる遅増制となっています。

通常、基本料金は水道メーターの設置費や料金徴収の経費、施設の維持管理費など固定的な経費を賄うものであり、従量料金は川から取水した水を水道水に浄化する際の薬品費や動力費など、給水量に応じて変動する経費を賄うものです。なお、固定的な経費を全て基本料金で賄う料金設定とすると、基本料金が高額となってしまう傾向にあることから、固定的な経費の一部を従量料金で賄うように設定しています。

12. Q：遅増制とは何ですか？

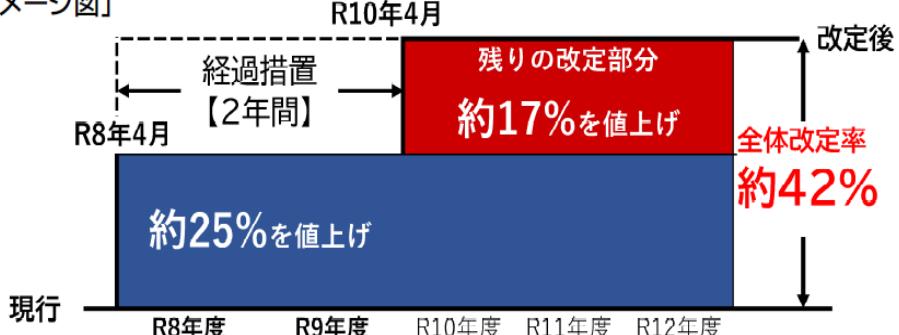
A：水道水をたくさん使うほど料金単価が高くなる仕組みです。遅増制を採用する理由としては、給水量の急激な増加の抑制や、生活に必要な水道水を安価に供給するためです。

13. Q: 経過措置とは何ですか？

A: 経過措置とは、料金改定による水道利用者の急激な負担増加を和らげるため、段階的な料金制度を設定し、時間をかけて新料金に移行していく方法です。

瀬戸市水道事業経営審議会からの答申に基づき水道料金を見直した場合、令和8年4月から全体で約42.57%の料金改定を行うこととなります。昨今の物価上昇に伴う家計負担の増加等を踏まえ、令和8年4月から令和10年3月までの2年間、従量料金部分を段階的に改定する趣旨で経過措置の設定を行います。

[イメージ図]



14. Q: 今回の料金改定により、メーター使用料はなくなるのですか？

A: 料金体系を用途別から口径別に変更することに合わせ、メーター使用料は基本料金に含み計算します。

《改定後の水道料金、改定時期等について》

15. Q: そもそもなぜ水道料金は自治体によって違うのですか？

A: 水道事業は、法律上地方公営企業として経営することとされています。必要な経費は税金ではなくその経営に伴う収入（水道料金収入）によって賄うよう決められており、必要経費が各事業体で異なるため、水道料金に差が生じます。経費の違いの大きな理由の1つとして水源の違いなどがあげられます。例えば地下水が豊富な場所では、地下水を汲み上げて送水しますので、大規模な施設を必要とせず、安い経費となります。また、別の方法としては川から取水して水をつくる方法がありますが、一般的に浄水場の建設費用やその維持管理費用などに多くの費用がかかる傾向にあります。その他、地形的な違いや人口密度、人口分布による違いにより水道管の長さや工事費が異なり、このような経費の差から水道料金に違いが出てきます。瀬戸市の場合、皆さんへ水道水をお届けする方法として「蛇ヶ洞浄水場の水」、「馬ヶ城浄水場の水」の2つの自己水源と、「愛知県営水道（県水）からの水の購入」により各世帯に水を供給しています。

16. Q: 具体的に水道料金はどれくらい上がるのですか?

A: 一般的の家庭での利用が多い口径 13mm と 20mm における水道料金の目安としては、経過措置期間中（令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで）と経過措置期間後（令和 10 年 4 月 1 日から）では下記の表のとおりとなります。

【経過措置期間中】水道料金早見表(現行料金: 家庭用にて算出) (税抜)

2か月あたり 水道使用量	口径13mm			口径20mm		
	現行料金	新料金	増加額	現行料金	新料金	増加額
0m ³	2,030	2,030	0	2,050	2,490	440
10m ³	2,030	2,030	0	2,050	2,490	440
20m ³	2,030	2,030	0	2,050	2,490	440
30m ³	3,580	4,030	450	3,755	4,490	735
50m ³	7,130	8,730	1,600	7,150	9,190	2,040
80m ³	13,130	16,830	3,700	13,150	17,290	4,140
100m ³	17,130	22,230	5,100	17,150	22,690	5,540

【経過措置期間後】水道料金早見表(現行料金: 家庭用にて算出) (税抜)

2か月あたり 水道使用量	口径13mm			口径20mm		
	現行料金	新料金	増加額	現行料金	新料金	増加額
0m ³	2,030	2,030	0	2,050	2,490	440
10m ³	2,030	2,630	600	2,050	3,090	1,040
20m ³	2,030	3,230	1,200	2,050	3,690	1,640
30m ³	3,580	5,230	1,650	3,755	5,690	1,935
50m ³	7,130	9,930	2,800	7,150	10,390	3,240
80m ³	13,130	18,030	4,900	13,150	18,490	5,340
100m ³	17,130	23,430	6,300	17,150	23,890	6,740

17. Q: 自宅の口径や使用水量が分からぬのですが、どのように確認すればいいですか?

A: 2 カ月に一度送付される検針票にて確認することができます。

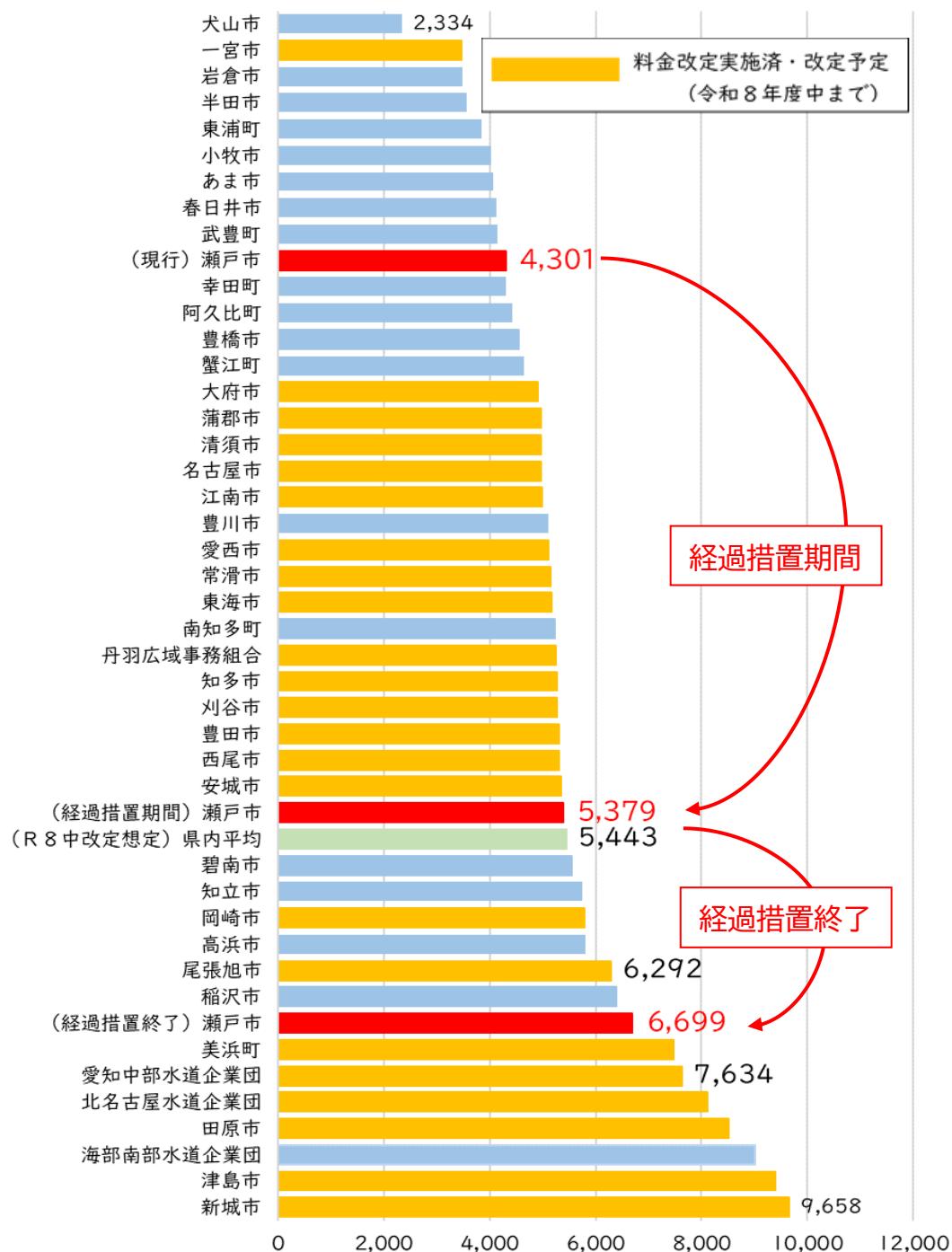
上下水道使用水量・料金のお知らせ		このお知らせでは納付できません。※インボイスとしてご利用できます。			
		令和8 年度 1 期分(1 月 16 日 ~ 3 月 17 日)			
ご使用者名 セト ハナコ	様	今回メーター指示数 2066 m ³	上 水	下 水	
ご使用場所 追分町64番地の1	見 本	前回メーター指示数(-) 2038 m ³	2038 m ³	2038 m ³	
使用者番号 1234-12345-001		旧メーター取替時水量(+) 水量	0 m ³	0 m ³	
水栓番号 00000000 用途 家庭用	ご 使用 水 量	28 m ³	28 m ³	28 m ³	
メーター番号 00-0000 口径 20 mm	上水道料金	3,619 円	うち消費税額	329 円	
お 知 ら せ	下水道使用料	3,454 円	うち消費税額	314 円	
	ご請求予定金額	7,073	消費税率10%		
	前期水量	25 m ³	前年同期水量	30 m ³	
	検針日	3 月 17 日	検針員	セトン タロウ	
瀬戸市都市整備部水道課 〒489-8701 瀬戸市追分町64番地の1 瀬戸市役所南庁舎6階 問い合せ先: 水道課内(4)ファノバ瀬戸事務所 電話(0561)85-1295					

18. Q: 愛知県内の他市町と比べると、改定後の瀬戸市の水道料金水準はどれくらいになるのですか？

A: 令和 8 年度に改定される情報による水道料金の水準は以下のとおりとなります。

比較条件設定	
対象期間	I 期（2か月）あたり
水道使用量	32 m ³ （令和 5 年度における家庭用平均使用量）
用途・口径	家庭用・20 mm
メーター使用料	含む

○ I 期（2か月）あたり家庭用水道料金（県内団体比較）



19. Q: 水道料金の改定は令和8年4月からということですが、実際に使用した水量が新料金に反映されるのはいつからですか？

A: 令和7年度から継続して使用している場合は、令和8年7月検針分から新料金に反映されます。ただし、利用開始・停止の時期や使用状況などにより、新料金の適用時期が異なる場合があります。

20. Q: 水道と合わせて下水道使用料も改定されるのですか？

A: 今回の料金改定は水道料金のみのものであり、下水道使用料は変更ありません。

《周知について》

21. Q: これまでに市民の周知を図るため、どのような取り組みをしてきたのでしょうか？

A: 令和7年5月に瀬戸市水道事業経営審議会から答申を受領したのち、広報せとの記事掲載、グリーンシティケーブルテレビへの出演、冊子「上下水道のはなし」の配布、公式LINEやXなどSNSによる発信、動画「水道事業の経営について」の配信、さらに各種団体や各連区での説明会を重ねてまいりました。

22. Q: 今後はどのように周知を図っていく予定ですか？

A: 今回の料金改定に係るお知らせは、広報せと2月号にて各世帯にお知らせ予定です。また料金改定に係る説明会を令和8年2月頃に予定しています。詳細内容が決定次第、市ホームページにてお知らせします。